愛媛県報

令和７年９月５日金曜日　第642号

発行　愛　媛　県

◇目　次◇

告　示

○　地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……（保健福祉課）… 657
○　落札者等の告示（５件）……（防災危機管理課、原子力安全対策課、会計課）… 657
○　道路の供用開始（一般国道319号）……（東予地方局四国中央土木事務所）… 658
○　落札者等の告示……（中予地方局総務県民課）… 658

教育委員会規則

○　愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則……（社会教育課）… 659
○　愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則……（　〃　）… 660

選挙管理委員会告示

○　直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……（選挙管理委員会）… 661

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告　示

○愛媛県告示第823号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和７年９月５日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定日	委託をした日	委託期間
伊予鉄総合企画株式会社	愛媛県松山市三番町四丁目９番地５	医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金支給業務	令和７年８月12日	令和７年８月12日	令和７年８月12日から令和７年11月30日まで

○愛媛県告示第824号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和７年９月５日

愛媛県知事　中　村　時　広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県災害情報システム構築・運用保守業務一式	愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和７年７月９日	株式会社ＮＴＴデータ関西 大阪府大阪市北区堂島三丁目１番21号	231,000,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号の規定による。

○愛媛県告示第825号

次のとおり落札者を決定した。

令和７年９月５日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）借入れ及び保守点検業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和７年７月３日	リコーリース株式会社四国支店 香川県高松市東ハゼ町９番地７	11,748,000円（月額）	一般競争入札	令和７年５月23日

○愛媛県告示第826号

次のとおり落札者を決定した。

令和７年９月５日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
大型バス（スクールバス）　１台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和７年７月25日	いすゞ自動車中国四国株式会社 四国支社　松山支店 愛媛県松山市土居町575番地	36,509,059円	一般競争入札	令和７年６月20日

○愛媛県告示第827号

次のとおり落札者を決定した。

令和７年９月５日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
厨房機器備品　一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和７年７月10日	日本調理機株式会社 松山営業所 愛媛県松山市北井門２丁目12番７号	64,900,000円	一般競争入札	令和７年６月６日

○愛媛県告示第828号

次のとおり落札者を決定した。

令和７年９月５日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
小型バス　５台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和７年７月15日	四国三菱ふそう販売株式会社 松山支店 愛媛県松山市空港通六丁目17番８号	42,279,875円	一般競争入札	令和７年５月30日

○愛媛県告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和７年９月５日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山6789番３から 同町上山6787番２まで	令和７年９月５日

○愛媛県告示第830号

次のとおり落札者を決定した。

令和７年９月５日

愛媛県中予地方局長　髙　岡　晃　仁

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県松山庁舎の照明の改修一式	愛媛県中予地方局 地域産業振興部総務県民課 愛媛県松山市北持田町132番地	令和７年８月26日	株式会社シンニチ松山支店 愛媛県松山市森松613番地１	21,530,000円	一般競争入札	令和７年７月18日

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第８号

愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

令和７年９月５日

愛媛県教育委員会
教育長　髙　岡　哲　也

愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の５の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会の設置が適当と認める県立学校に協議会を設置するものとする。ただし、２以上の県立学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、２以上の県立学校について一の協議会を設置することができる。

２　教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する県立学校をいう。以下同じ。）の校長（以下「校長」という。）の意見を聴くものとする。

（組織）

第３条　協議会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

⑴　対象学校の所在する地域の住民

⑵　対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

⑶　対象学校の運営に資する活動を行う者

⑷　対象学校の教職員

⑸　学識経験者

⑹　その他教育委員会が必要と認める者

２　教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、校長の意見を聴くものとする。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

２　委員は、再任されることができる。

（守秘義務等）

第６条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

⑵　委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行をすること。

（委員の解任）

第７条　教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解任することができる。

⑴　前条の規定に違反したとき。

⑵　心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認めるとき。

２　教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

（会長及び副会長）

第８条　協議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選による。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第９条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、校長が招集し、校長が議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第10条　協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

２　協議会の会議を傍聴しようとする者は、その旨をあらかじめ会長に申し出なければならない。

３　傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（学校運営に関する基本的な方針の承認等）

第11条　校長は、対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1)　学校経営に関する事項

(2)　教育課程の編成に関する事項

(3)　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

(4)　その他校長が必要と認める事項

２　校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

（意見の申出）

第12条　協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

２　協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項のうち、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資するもの（特定の個人に関するものを除く。）について、教育委員会に対して、意見を述べることができる。

３　協議会は、前２項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、校長の意見を聴くものとする。

（運営等に関する評価）

第13条　協議会は、毎年度１回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するための必要な措置）

第14条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

２　教育委員会及び校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

（委任）

第15条　この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第９号

愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年９月５日

愛媛県教育委員会

教育長　髙　岡　哲　也

愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会教育長専決規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（専決事務） **第２条**　専決事務は、次に掲げるものとする。 (1)・(2)　省略 (3)　<u>県立学校に設置する学校運営協議会の委員の任免に関すること。</u> ２　省略	（専決事務） **第２条**　専決事務は、次に掲げるものとする。 (1)・(2)　省略 ２　省略

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第２編第５章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和７年９月５日

愛媛県選挙管理委員会

委員長　三　好　賢　治

１　直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

⑴　選挙権を有する者の総数　1,103,003

⑵　選挙権を有する者の総数の50分の１の数　22,061

⑶　80万を超える数に８分の１を乗じて得た数と40万に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数　237,876

２　県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の３分の１の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,493	14,165
南宇和郡	16,656	5,552
松山市・上浮穴郡	427,734	137,956
今治市・越智郡	130,012	43,338
宇和島市・北宇和郡	68,864	22,955
八幡浜市・西宇和郡	32,832	10,944
新居浜市	94,961	31,654
西条市	86,999	29,000
大洲市・喜多郡	46,292	15,431
伊予市	29,945	9,982
四国中央市	69,073	23,025
西予市	29,249	9,750
東温市	27,893	9,298